

構成	新	旧
<p>（知的財産権に関する報告・通知等） 第13条</p>	<p>第13条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 乙は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内（<b>海外出願の場合は90日以内</b>）に甲が別途定める様式により甲に通知するものとする。この際、乙は、本研究成果の内容が記載された出願又は申請書類（特許出願であれば、願書、特許請求の範囲、明細書及び図面、実用新案登録出願であれば、願書、実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面、意匠登録出願であれば、願書、図面又は見本）の複製を甲に提出するものとする。</p> <p>(3) 乙は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録等を受けた日等から60日以内（<b>海外登録等の場合は90日以内</b>）に、甲が別途定める様式により、甲に通知するものとする。</p> <p>(4)～(6)（略）</p> <p>(7) 乙は、知的財産権を自ら実施及び第三者に実施の許諾をしたときは、その日から60日以内に甲に通知するものとする。</p> <p>(8)～(9)（略）</p>	<p>第13条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 乙は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に甲が別途定める様式により甲に通知するものとする。この際、乙は、本研究成果の内容が記載された出願又は申請書類（特許出願であれば、願書、特許請求の範囲、明細書及び図面、実用新案登録出願であれば、願書、実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面、意匠登録出願であれば、願書、図面又は見本）の複製を甲に提出するものとする。</p> <p>(3) 乙は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録等を受けた日等から60日以内に、甲が別途定める様式により、甲に通知するものとする。</p> <p>(4)～(6)（略）</p> <p>(7) 乙は、知的財産権を自ら実施及び第三者に実施の許諾をしたときは、その日から60日以内に<b>甲が別途定める様式により</b>、甲に通知するものとする。</p> <p>(8)～(9)（略）</p>

構成	新	旧
<p>(知的財産権に関する報告・通知等) 第12条</p>	<p>第12条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乙は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内(海外出願の場合は90日以内)に機構が別途定める様式により機構に通知するものとする。この際、乙は、本研究成果の内容が記載された出願又は申請書類(特許出願であれば、願書、特許請求の範囲、明細書及び図面、実用新案登録出願であれば、願書、実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面、意匠登録出願であれば、願書、図面又は見本)の複製を機構に提出するものとする。</p> <p>(3) 乙は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録等を受けた日等から60日以内(海外登録等の場合は90日以内)に、機構が別途定める様式により、機構に通知するものとする。</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 乙は、知的財産権を自ら実施及び第三者に実施の許諾をしたときは、その日から60日以内に機構に通知するものとする。</p> <p>(8) ~ (9) (略)</p>	<p>第12条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乙は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に機構が別途定める様式により機構に通知するものとする。この際、乙は、本研究成果の内容が記載された出願又は申請書類(特許出願であれば、願書、特許請求の範囲、明細書及び図面、実用新案登録出願であれば、願書、実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面、意匠登録出願であれば、願書、図面又は見本)の複製を機構に提出するものとする。</p> <p>(3) 乙は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録等を受けた日等から60日以内に、機構が別途定める様式により、機構に通知するものとする。</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 乙は、知的財産権を自ら実施及び第三者に実施の許諾をしたときは、その日から60日以内に機構が別途定める様式により、機構に通知するものとする。</p> <p>(8) ~ (9) (略)</p>
<p>(秘密保持) 第14条</p>	<p>第14条 乙、甲及び機構は、本研究の実施において相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報(以下「秘密情報」という。)について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。</p> <p>2 乙、甲及び機構は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 乙、甲及び機構は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。</p> <p>5 乙、甲及び機構は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員並びに本研究の遂行・評価等のために委託した場合の受託者について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容の秘密保持義務を負わせるものとする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>第14条 甲及び乙は、本研究の実施において相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報(以下「秘密情報」という。)について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。</p> <p>2 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。</p> <p>5 甲及び乙は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員並びに本研究の遂行・評価等のために委託した場合の受託者について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容の秘密保持義務を負わせるものとする。</p> <p>6 (略)</p>

構成	新	旧
(知的財産権に関する報告・通知等) 第 12 条	第 13 条 (略) (1) (略) (2) 共同実施機関は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から 60 日以内(海外出願の場合は 90 日以内)に機構が別途定める様式により機構に通知するものとする。この際、共同実施機関は、本研究成果の内容が記載された出願又は申請書類(特許出願であれば、願書、特許請求の範囲、明細書及び図面、実用新案登録出願であれば、願書、実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面、意匠登録出願であれば、願書、図面又は見本)の複製を機構に提出するものとする。 (3) 共同実施機関は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録等を受けた日等から 60 日以内(海外登録等の場合は 90 日以内)に、機構が別途定める様式により、機構に通知するものとする。 (4) ～(6) (略) (7) 共同実施機関は、知的財産権を自ら実施及び第三者に実施の許諾をしたときは、その日から 60 日以内に機構に通知するものとする。 (8) ～(9) (略)	第 12 条 (略) (1) (略) (2) 共同実施機関は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から 60 日以内に機構が別途定める様式により機構に通知するものとする。この際、共同実施機関は、本研究成果の内容が記載された出願又は申請書類(特許出願であれば、願書、特許請求の範囲、明細書及び図面、実用新案登録出願であれば、願書、実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面、意匠登録出願であれば、願書、図面又は見本)の複製を機構に提出するものとする。 (3) 共同実施機関は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録等を受けた日等から 60 日以内に、機構が別途定める様式により、機構に通知するものとする。 (4) ～(6) (略) (7) 共同実施機関は、知的財産権を自ら実施及び第三者に実施の許諾をしたときは、その日から 60 日以内に機構が別途定める様式により、機構に通知するものとする。 (8) ～(9) (略)
(秘密保持) 第 14 条	第 14 条 共同実施機関、甲及び機構は、本研究の実施において相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報(以下「秘密情報」という。)について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。 2 共同実施機関、甲及び機構は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。 3 (略) 4 共同実施機関、甲及び機構は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。 5 共同実施機関、甲及び機構は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員並びに本研究の遂行・評価等のために委託した場合の受託者について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容の秘密保持義務を負わせるものとする。 6 (略)	第 14 条 甲及び共同実施機関は、本研究の実施において相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報(以下「秘密情報」という。)について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。 2 甲及び共同実施機関は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。 3 (略) 4 甲及び共同実施機関は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。 5 甲及び共同実施機関は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員並びに本研究の遂行・評価等のために委託した場合の受託者について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容の秘密保持義務を負わせるものとする。 6 (略)